

2014年度特別研究期間 研究成果概要

所属・職・氏名： 総合政策学部・教授 加藤 晃規

研究課題：世界文化遺産都市の都市デザインに関する国際比較研究

研究期間：2014年4月1日～2014年9月21日

研究成果概要

(1)ユネスコ世界文化遺産都市ローマに存在する7つの巡礼教会について、その発生や歴史、現在の場所及びそれらをめぐる巡礼ルート进行调查した。キリスト教徒は巡礼地ローマで2日以上滞在し、一日あたり20キロメートル以上を歩いてこれら巡礼教会の奇蹟や偶像を礼拝していた事が明らかになった。また、ローマへの巡礼ルートは7世紀頃に英国のカンタベリー教会からスタートするフランチジェーナ街道に始まり、中欧各地の修道院教会を巡りながら80日程度でローマに到着している。その後西欧ではこのルートが十字軍の行程にも使われており、ローマ期の街道が都市間を繋ぐ道であったのに比して、このフランチジェーナ街道は宗教中心地をつなぐ大陸内街道であった。それらの山道の詳細は確定されていない部分もある。最近、EUの統合シンボルとして、また世界文化遺産観光の資源として、フランチジェーナ街道の掘り起こしが進められている。キリスト教徒のメッカ巡礼としてサンチャゴ・デ・コンポステラやエルサレムなどへの例があるが、それらを一同に集めて比較研究を特集した雑誌「まほら」79号に成果の一部を掲載した。

(2)英国にはユネスコ世界文化遺産が28件ある。調査ではロンドン、カンタベリー、バース、リバプール、マンチェスター、エジンバラ、グラスゴーの7都市を訪れた。カンタベリーをはじめ5都市はユネスコ登録物件を有し、その都市政策で文化遺産観光を積極的に進めている。マンチェスターとグラスゴーはユネスコ世界文化遺産を持たないが、近代化遺産を活用した都市再生の実績を上げている。調査では遺産の保護地区(Site)と周辺状況の確認、遺産地区を保護するバッファゾーン(緩衝地帯)やそこに至る移動空間进行调查した。大ロンドン圏内には4件が存在し、テムズ川沿いに立地する2件は中世の文化遺産、1件は18世紀の文化遺産である。またアウトローンドンに立地する1件は18～19世紀の王室と市民の関係を象徴する登録文化遺産である。いずれもロンドン特別区(バラ)が保護地区周辺の都市計画について責任を持つ。ウエストミンスター大寺院はイギリス風ゴシック様式の代表的作品で、国会議事堂の再生事業に与えた影響(ゴシック・リバイバル)が大きく、3つの構成資産は9世紀にわたる「君主制議会主義」の景観シンボルである。ロンドン特別区にあるロンドン塔はウィリアム征服王以来の王権象徴で、そのホワイトタワーはノルマン王城として最高傑作、加えてロンドン塔の構築物全体が中世軍事建築を伝える主要な資料である。これら二つが核となってロンドン中心部が形成されてきた。都心部にありながらいずれの保護区にもバッファゾーン(緩衝地)がないが、市街地と対比しながら歴史的景観を楽しむ環境が整えられている。

リッチモンド特別区にあるキューガーデンは王室庭園と関連が深く、植物科学や植物交易を示す豊富な収集標本、造園や建築に国外の文化的影響、W.チェンバースやL.C.ブラウンなど著名な造園家や建築家による19世紀景観庭園の成果が見られる。それら全体が生態学や生物多様性の進展に貢献した遺産である。そこには保護地区の2.7倍の面積でバッファゾーンが設け

られ、テムズ川を挟んで隣接する二つの大規模庭園と19世紀末の郊外住宅地が含まれる。その住宅地の保全計画では既存建物の滅失（解体）ができない規定が見られた。

リバプールの港町地区は危機遺産に登録されており、駅周辺の再開発計画や港湾地区の現代建築がその要因であった。エジンバラの新・旧市街地事例はその活用が積極的に図られており、歴史遺産観光のモデルであった。また、バースの18世紀の町並みは周辺地域の風景保護政策と連動して遺産地区が保護されていた。これらは今後、続報として発表する予定である。

（3）2014年11月22日～23日に大阪で百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進国際専門家会議が開催された。今回で4回目（4年目）である。国内暫定リストに記載済みの本物件は2016年にユネスコ世界遺産リストへの登録を目指しており、今回の国際会議は推薦文の最終的なチェックを行う場であった。中国、オランダの建築史専門家を招き、推進会議有識者、宮内庁書陵部、文化庁、地元関連教育委員会などが参集し、エグゼクティブ・サマリー、古墳時代の定義、61点の構成資産の選択の可否、評価基準ii、iii、ivの適用妥当性、その完全性と真実性の点検、保護管理の考え方、比較分析事例の選択基準、などのディスカッションが行われた。筆者は、遺構の保護手法、シリアルノミネーションの考え方、緩衝地設定の考え方、景観保護の観点などから、既存登録遺産の事例をもとにディスカッションに参加、意見陳述した。会議報告書と確定推薦文（英語）は来年度まとめられる予定である。

（4）EUにおけるコンパクトシティ政策の歴史を整理し、人口減少期の日本においてこの政策が展開される可能性、課題、そして比較を考察した。EU諸都市においては自立的なコンパクトシティを核に周辺地域と一帯でシティーリージョンを形成する傾向が特徴で、そのための地域公共交通が充実している。他方日本では、阪神や東日本大震災以来、また増田レポートの発表以来、急速にコンパクトシティ政策が進められようとしている。しかし、大都市圏におけるコンパクトシティの考え方や地域公共交通の姿、あるいは高齢化問題との両立などに多くの課題が見られる。そこで成長型コンパクトシティであるブレヘニの分散的集中パターンの採用を提言し、地方都市の都市計画のあり方として、線引きの廃止にともない特定用途制限地域の採用を提言、その有用性を検討した。この成果の一部を豊中市の政策誌および京都府の検討会報告書に掲載予定である。

以上